

東京大学理学部外国人研修学生の受入れに関する申合せ

平成24年 6月13日 教育推進委員会 承認

平成26年 5月14日 改正

平成27年10月14日 改正

平成28年 3月 2日 改正

1. 海外の大学等の高等教育機関に正規身分で在籍する学生が、一定期間、東京大学理学部において教員の指導の下で研修を受けようとするときには、本理学部に支障がないかぎり、理学部外国人研修学生（以下「研修学生」という。）として受け入れることができる。

なお、ここでいう研修学生は、日本国籍を有する者も含むものとする。

2. 研修学生受入れに当たり、受入教員は、所定の様式により下記事項等を所属の学科長を通じて事前に理学部長に報告するものとする。なお、受入れ期間は原則として2週間以上6カ月（180日）未満とする。

(1) 氏名

(2) 国籍

(3) 生年

(4) 在学する大学等の高等教育機関名及び学年

(5) 受入れ期間

(6) 研修内容

3. 受入れは学術運営・教育推進委員会、教授会で報告するものとする。

4. 学部長への報告後、上記2項の報告事項について変更が生じた場合は、受入教員は速やかに学部長に報告するものとする。

5. 研修開始時に受入教員の求めに応じ、研修学生に対して理学部外国人研修学生証を交付することができるものとする。

6. 研修終了時に研修学生の求めに応じ、学部長名により研究内容に係る研修事項証明書を発行することができるものとする。

7. 研修学生に係る保険の取扱いについては、その受入れ期間に関わらず、次のとおりとする。

(1) 渡日前に、滞在期間中に想定されるケガ・疾病又は事故等を補償する海外旅行保険への加入について受入教員が確認すること。

(2) 研修学生は上記2. の滞在期間中、自動的に国立大学法人東京大学大学院理学系研究科理学部外国人研修学生に係わる施設所有（管理）者賠償責任保険契約付保の被保険者となる。

附 則

この申合せは、平成24年6月13日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年3月2日から施行する。